

貯水槽式給水方式における 非常用給水栓の取扱い について教えてください

Answer

1. はじめに

貯水槽式給水方式の集合住宅において、災害時などポンプが作動しない場合でも貯水槽内の水を使用できる水栓として、千葉県企業局が普及促進している「貯水槽に設置する非常用給水栓」について紹介します。

2. 貯水槽に設置する非常用給水栓

非常用給水栓とは、図1のように貯水槽等に直接蛇口を設置し、災害時等には貯水槽内に貯まっている水を活用できる水栓になります。

当局では、平成23年3月に発生した東日本大震災以後、お客様から「災害時に貯水槽内の水を有効活用したい」という要望が多く寄せられたことを受け、平成25年4月1日から「受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準」を定め、貯水槽内の水を活用できることとしました。

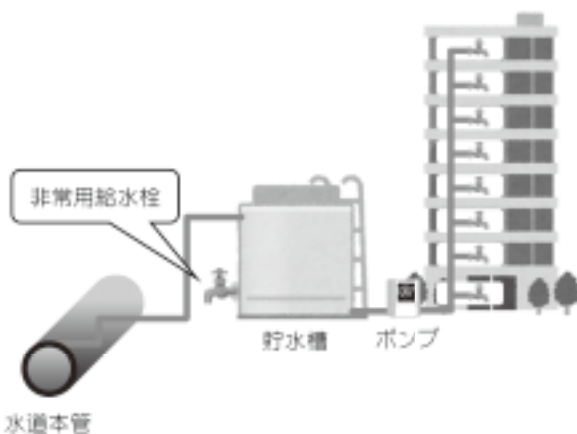


図1 非常用給水栓のイメージ

3. 受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

貯水槽式給水方式を採用している集合住宅の多くは、貯水槽の上流側に量水器を設置していないため、貯水槽等に直接蛇口を設置して水道水を使

用すると「盗水」ということとなります。そのため、取扱基準では不正使用を防ぎつつ、かつ、災害時等に有効活用できるように、「蛇口の封印」、「限定使用のプレート設置」(写真)、「使用報告の義務付け」などの条件を設けた上で、お客様の負担により非常用給水栓を設置することとしています。



写真 蛇口の封印及び限定使用のプレート

4. 新たに非常用給水栓を設置・使用する場合 の手続きフロー

新たに非常用給水栓を設置・使用する場合は、図2のフローに基づき対応して頂きます。

お客様には、図面及び災害時等のみの使用や使用時の報告等を記載した誓約書を当局に提出して頂きます。

設置後、お客様は災害時等に封印を外して貯水槽内の水を使用することができ、後日、非常用給水栓使用届を当局に提出して頂きます。

5. おわりに

停電時等に活用できる非常用給水栓は、災害時において飲料水の確保に有効な手段のひとつであることから、当局では、引き続きホームページや広報紙などを通じてお客様に幅広くPRするとともに、集合住宅の建物管理者への資料配布、説明・周知を積極的に行い、非常用給水栓の普及促進に取り組んで参ります。

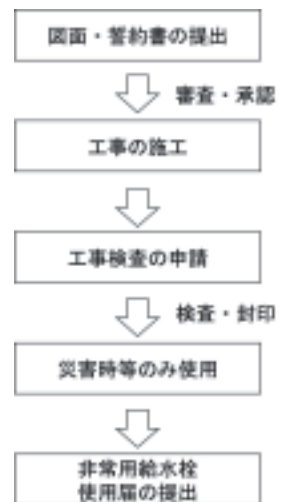


図2 手続きフロー